

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十六号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成三十年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
武蔵嵐山病院	埼玉県比企郡嵐山町大字太郎丸百三十五番地	平成三十年十月三十日